

**迂回融資における名義貸人の意思表示について 93 条ただし書の類推適用を否定した
事案**

【文 献 種 別】 判決／東京高等裁判所

【裁判年月日】 令和 7 年 8 月 27 日

【事 件 番 号】 令和 6 年（ネ）第 5795 号

【事 件 名】 譲受債権等請求控訴事件

【裁 判 結 果】 棄却

【参 照 法 令】 民法 93 条但書・466 条・468 条・587 条（平成 29 年法律 44 号改正前）

【掲 載 誌】 金判 1735 号 14 頁

◆ LEX/DB 文献番号 25626671

京都女子大学教授 岡田 愛

事実の概要

株式会社整理回収機構 X は、A 信用金庫（以下、A 信金という。）が Y₁ 社に対して有していた貸金返還請求権を譲り受けたとして、Y₁ 社と、Y₁ 社の債務を連帯保証していた Y₂ に対して、貸金残元金および遅延損害金合計 5 億 1326 万 7156 円および遅延損害金の支払いを求めた。

A 信金から Y₁ 社への融資（以下、「本件消費貸借契約」という。）は、もともと D 社が A 信金へ融資を求めたところ、当該融資が大口融資規制による融資限度額を超過する恐れがあったため、D 社以外の者を借主とするよう A 信金担当者、Y₂、D 社従業員らが協議して、Y₁ 社が名義上の借主となり、貸付金は D 社代表取締役である B 名義の口座に入金されることになったという経緯がある。

その後、A 信金の支店に B 名義の口座が新たに開設され、同口座に入金された。他方、Y₁ 社は A 信金との間で信用金庫取引約定書を締結、Y₁ 社所有の土地に債務者 Y₁ とする根抵当権を設定し、Y₂ は A 信金と Y₁ 社との取引によって生じる債務について連帯保証した。

なお、Y₂ は、A 信金が Y₁ 社へ融資をした当時の Y₁ 社の代表取締役であり、D 社の代表取締役 B は、Y₂ の妻である。また、Y₂ は以前に D 社の代表取締役を務めており、代表取締役退任後も D 社を実質的に経営していた。

その後、A 信金から X へ債権が譲渡されたが、

それに関して「債権譲渡に係る承諾書」と題する A 信金宛の書面がある。当該承諾書には、A 信金が Y₁ 社へ残高 2 億円の債権があること、債権譲渡を改正前民法 468 条に基づき異議なく承諾すること、Y₂ は Y₁ 社と連帯して債務を履行することが記載され、債務者欄に Y₁、連帯保証人欄に Y₂ の署名押印があった。また、X が Y₁ 社、Y₂、D 社らを債務者とする仮差押えの申立てをした際、代理人として E 弁護士が交渉にあたり、本件仮差押えに係る債務は迂回融資であったことを記載した書面を提出し、その後 Y₁ 社の代理人として、X に対し、Y₁ 社による支払計画書を提出した。これにより、X は本件債権仮差押え事件の申立てを取り下げたが、支払いがなされなかったため本件訴訟に至った。

X からの請求に対し、Y らは、①本件消費貸借契約の借主は Y₁ 社ではなく D 社であり、Y₁ 社を借主とする金銭消費貸借契約は成立していない、②A 信金による貸付けは、D 社に対する迂回融資としてなされたものであり、A 信金もこれに積極的に関与していた以上、改正前 93 条ただし書の類推適用により、Y₁ 社に貸金の返還を求めることはできない、と主張した。

第一審は、X の請求を認容したため、Y らが控訴した。控訴審で、Y らは、上記①②の主張に加え、B 名義の口座から入金および返済がされている点などから要物性が欠如しており、本件消費貸借契約が成立していない旨主張した。

判決の要旨

1 争点1：本件消費貸借契約の借主について

本件消費貸借契約の実質的な借主はD社であり、Y₁社は名義上の借主に過ぎない旨のYらの主張に対し、貸付けに係る証書の債務者欄に、Y₁社の記名をし、Y₁社の実印および届出印を押捺したこと、Y₁社所有の不動産に根抵当権が設定されていることから、「本件消費貸借契約の経済的効果の帰属主体はD社であるものの、同契約の借主としての法的効果はY₁社に帰属させる意思があったものと認められる」とした原審の判断を引用し、債務者はY₁社であるとした。

また、本件消費貸借契約は要物性の要件を満たさず成立していないとの主張に対し、Y₁代表者Y₂は、「妻のBが代表者を務めるD社が最終的な経済的利益を享受することが、親族経営の小規模閉鎖会社のグループ全体の利益となることを前提として、本件貸付けに係る金員が本件口座に入金されることを承諾したものと推認することができ」として、要物性を欠如しているとはいえないとした。

2 争点2：改正前民法93条ただし書の類推適用について

Yらは、迂回融資の貸主であるA信金は保護に値せず、改正前93条ただし書（以下、「ただし書」という。）の類推適用により、Y₁社に対し貸付金の返還を求めることはできないと主張した。これに対し原審は、「借主になるという表示行為に対応する効果意思がなかったとはいえず、効果意思がないことにつきA信金が悪意又は重過失であったともいえない」としてただし書の直接適用を否定しつつ、貸金返還請求が信義則に反すると認められる場合には、ただし書の類推適用により、返還請求が許されないという基準を示し、結論として信義則に反するとはいえないとした。本判決も原審を引用したうえで、「A信金は、本件消費貸借契約の法的効果の帰属主体としてのY₁社所有に係る不動産への根抵当権の設定を受けるなど、Y₁社からの返済や、その信用力について考慮していた」ことなどから、ただし書の類推適用を否定し、Yらの控訴を棄却した。

判例の解説

一 本判決の位置づけ

本件は、迂回融資における名義貸人Y₁社および連帯保証人Y₂が、本件金銭消費貸借契約はただし書の類推適用により無効となると主張したのに対し、真の債務者との経済的一体性や名義貸人による担保提供、また債権譲渡の承諾などの諸事情から、ただし書の類推適用が否定された事案である。

一般的に、名義貸しのケースについては、名義を貸すことを承認した以上は、自身が契約の当事者となる意思を有しており、その経済的な効果が自己以外の第三者に帰属したとしても、借主としての法的効果を自身に帰属させる意思があった以上、心裡留保は成立しないと解されている。しかし、迂回融資の場合は、債権者も名義貸しであることを知ったうえで契約をしているため、債務者を誰と解するべきか、また名義貸しであることについて悪意である債権者の、名義貸人に対する返還請求を認めることの妥当性が問題となる。

本件は、迂回融資における債務者は名義貸人であるとしたうえで、債務者となる旨の表示行為を行った名義貸人の意思表示に心裡留保は成立しないとしつつ、ただし書を類推適用して、貸主からの返還請求の妥当性を検討するという、従来の判例の立場に従って判断された事案である。

二 争点1：本件消費貸借契約の借主および要物性について

本件迂回融資のように、甲が乙の名義を借り、乙の名で契約が締結された場合に、契約当事者は名義借人甲、名義貸人乙、いずれと解すべきかが問題となる。この点、代理や使者を名乗った場合は別として、自ら行動をした以上名義貸人が債務者となると解される¹⁾。本事案でもY₁社自らが本件消費貸借契約および担保設定、債権譲渡承諾書に記名押印するなどしており、Y₁社が債務者となるといえる。

そうすると、経済的な効果を名義貸人以外の、いわば真の債務者に帰属させることを目的とする迂回融資において、名義貸人以外の者の口座に入金された場合に、消費貸借契約の要物性の要件を満たすかが、次に問題となる。本判決は、名義貸人と名義借人の関係性から経済的一体性を考慮し

て要物性の要件を満たすと判断したが、仮にこのような関係性がなかったとしても、名義貸人が自身以外の者へ直接入金されることを承諾し、実際に入金されていれば、要物性の要件を満たすと解する。

三 争点2：迂回融資に対するただし書の類推適用について

債務者が名義貸人であるとしても、当該名義貸人は、自身は名義を貸しただけで債務負担の意思はないため心裡留保に該当し、また相手方は迂回融資であることを知っているのも、ただし書の適用ないしは類推適用により意思表示は無効であることを主張できないか問題となる。

名義貸人の意思表示が心裡留保にあたるかについて、原審は、A信金とY₁社には、同契約の経済的効果の帰属主体はD社であるものの、同契約の借主としての法的効果はY₁社に帰属させる意思があったものと認められ、そうすると、Y₁社に、本件消費貸借契約の借主になるという表示行為に対応する効果意思がなかったとはいえないとして、そもそもY₁社に心裡留保は成立しないと解しつつ、ただし書の類推適用の可否を判断しており、本判決もこの点について原審を引用している。

これまでの先例は、ただし書を直接適用するケース²⁾、ただし書の直接適用を否定して類推適用で処理をするケース³⁾、適用ないしは類推適用、また信義則を根拠にするケースなどに分かれており⁴⁾、明確に定まっているとまではいえない。もっとも、直接適用して処理したケースは少なく、本件と同様に適用ないしは類推適用をして、具体的な場面に応じて債権者と名義貸人との公平性を図ろうとする立場が一般的といえる。

学説上も「法律上の権利義務の主体となることを承認したのであり、取引の結果を経済的に（他人に）帰属させるに過ぎないのであるから、経済的な利害の主体が他に存することを相手方が知っているか否かにかかわらず、契約はその名において当事者となった者……と相手方との間に有効に成立するので、心裡留保の問題にならない」⁵⁾、「名義貸与者Bは自らの意思に基づき、形式上は自己が借主になることを承知の上で消費貸借契約書に借主として署名・捺印し、ただ、実質的には名義借用者Cがその契約による経済的効果を受けて返

済も行うから自分の出捐において返済する必要がないと考えていたにすぎないととらえると、後の点は動機に過ぎず、消費貸借契約における効果意思が欠けていたとはいえない（自己に法律効果を帰属させる意思は存在した）ということになる」⁶⁾と解されており、迂回融資における名義貸人の意思表示に心裡留保は成立しないとする見解が通説的である。

このように、心裡留保の成立を否定する一方、名義貸しについて悪意の貸主を保護する必要性は低い。このため、上述の通り、ただし書を類推適用、または、適用ないしは類推適用して、貸金返還請求を認めない事案が示されてきた。もっとも、「これらの判例は、名義貸しに心裡留保を類推したのではなく、当該事案の解決に本条但書を類推適用したにとどまる」⁷⁾と解されている。

また、「心裡留保ではないが新93条1項ただし書だけが類推適用されるというのは、動機と意思表示との関係を説明しないままで結果の妥当性だけを図るものであり中途半端である。……新93条はそもそも『意思がない』とは規定しておらず、『真意ではない』と規定しているのであるから、動機に心裡留保がある場合もそれに含まれると解釈することは条文上可能ではなかろうか。」⁸⁾として、ただし書を直接適用できるとする見解が示されている。

私見は、判例と異なり、迂回融資の名義貸しには心裡留保を直接適用すべきと考える。そもそも心裡留保とは、表示に対応する真意のないことを知りながらする単独の意思表示をいう⁹⁾。判例・通説は、名義人となる認識＝内心の効果意思（債務を自己に帰属させる意思）と解釈し、名義人となることの認識があれば法律上の権利義務を取得する内心の意思があるとして、心裡留保は成立しないとする。しかし、「心裡留保は、表示上の意思の効果を認識しつつ、それと異なる内心の意思を有していることをいうものである以上、名義人となる認識、つまり外形的に法的権利義務を取得することがありうるとの認識と、それを真に自分に法的効果を帰属せしめるという内心の効果意思を有していることは別の問題である」¹⁰⁾。名義貸人は、債務者として自身に効果を帰属させる意思はなく、単に名義を貸すだけであり、債務者として弁済をする意思はないにもかかわらず、債務者となるかのような外形を作出している。すなわち、

名義貸人は、真の債務者に金融を得させるために名義を貸しただけで、契約当事者となる意思はないにもかかわらず、債務者になり弁済をする意思があるかのように表示しており、心裡留保が直接適用できる事案であると考え¹¹⁾。したがって、迂回融資における名義貸人の債務者となる意思表示には、心裡留保の規定を直接適用し、迂回融資のことを知っている債権者からの返還請求を認めるべきかについては、ただし書を適用して名義貸人と債権者間のバランスを図ればよいと考える。

もっとも、本事案については、自説に従い本件Y₁社に心裡留保が成立したとしても、A信金やXはY₁社の真意を知り、または知ることができたとはいえ、ただし書の適用はないと考える。つまり、名義人であるY₁社は、もともとY₂が代表取締役であり、真の債務者D社の経営者BはY₂の妻であるという経済的一体性、また、Y₁社は単に本件消費貸借契約の名義人となっただけではなく、Y₁社所有の不動産に根抵当権を設定し、仮差押えがなされた際には支払計画書を提出するなどしており、迂回融資であること自体は認識していたものの、Y₁社は本件消費貸借契約の当事者として弁済する意思があると考えるのが通常であるといえる。よって、Xの請求を認めた結論は妥当である。

また、私見によっても、Y₁社の心裡留保の主張は認められず、本件消費貸借契約は有効となる以上、Y₂は連帯保証人として弁済義務を負うことになると思われる。

なお、本件の特徴として、債権が譲渡され、名義貸人が異議なき承諾をした点があるが、平成29年債権法改正により、改正前468条の異議をとどめない承諾は廃止され、新しく債務者の抗弁の規定が設けられた。今後は、心裡留保を理由とする債権の無効は、善意の譲受人に対抗できることになると思われる¹²⁾。

●——注

- 1) 迂回融資で債務者を名義貸人とした事案として、広島高岡山支判平12・9・14金判1113号26頁、東京高判平19・3・15金判1301号51頁。
- 2) 東京地判平11・10・25判時1729号47頁。
- 3) 福岡高判平元・11・9判タ719号164頁、大阪高判平11・5・27金判1085号25頁、広島高岡山支判平12・9・14金判1113号26頁、福岡地判平13・5・18金判1124号49頁。

- 4) 最判平7・7・7金法1436号31頁、東京地判平5・7・26判タ863号227頁、東京地判平11・1・14金判1085号31頁、東京高判平19・3・15金判1301号51頁など。
- 5) 山本敬三編『注釈民法(2)Ⅱ総則(2)』(有斐閣、2024年)14頁〔滝沢昌彦〕。川島武宜＝平井宜雄編『新版注釈民法(3)総則(3)』(有斐閣、2003年)292頁〔稲本洋之助〕も同旨。
- 6) 鹿野菜穂子「ローン取引における名義貸しと93条ただし書」椿寿夫＝中舎寛樹編『解説 類推適用からみる民法』(日本評論社、2005年)34頁。
- 7) 川島武宜＝平井宜雄編『新版注釈民法(3)総則(3)』(有斐閣、2023年)293頁〔稲本洋之助〕。山本敬三『民法講義Ⅰ総則(第4版)』(有斐閣、2026年)180頁も同じく、心裡留保そのものではないとしても、93条1項ただし書を類推して無効としようとする。滝沢・前掲注5)15頁(同旨)、鹿野・前掲注6)34頁(同旨)。
- 8) 中舎寛樹『民法総則(第2版)』(日本評論社、2018年)169頁。
- 9) 四宮和夫＝能見善久『民法総則(第9版)』(弘文堂、2018年)225頁。
- 10) 高森八四郎＝岡田愛「総会屋関係者に対する銀行融資と心裡留保」関法52巻6号(2003年)241頁。
- 11) 石田穰『民法総則 民法大系(Ⅰ)』(信山社、2014年)589～594頁では、BGB116条の議論より、心裡留保は2つの意思表示から成り立つ場合がある(例：売却する意思であるのに贈与すると表示する場合)とし、売却する意思(隠匿意思)を相手方が知っていたか、知ることができた場合には、隠匿意思が相手方の理解可能な状態で表示されているから、売却する意思表示も存在するとする。そして、相手方は、心裡留保による意思表示の有効と、無効、隠匿意思による意思表示のいずれかを選択できると解する。本件に当てはめると、Y₁社は債務者として一次的に支払う意思はないが、根抵当権を設定するなどしており、D社が支払えなかった場合にそれを保証する意思(隠匿意思)はあったといえ、Xは、Y₁社の意思表示を有効としてY₁社へ弁済を求めるか、隠匿意思を選択し保証の趣旨でY₁社へ支払いを求めるか、またはY₁社の意思表示を無効とするかを選択することになると考えられる。
- 12) 松岡久和＝松本恒雄＝鹿野菜穂子＝中井康之編『改正債権法コメンタール』(法律文化社、2020年)434頁〔石田剛〕。